

愛知県の融資制度にかかる信用保証について

信用保証制度とは、中小企業の方々が金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、公的機関である信用保証協会がその保証人となってお金を借りやすくなるようサポートする制度です。

1 申込資格

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医療法人等、NPO法人、中小企業等協同組合などです。
 (※農業や金融業、風俗関連営業などのほか、税金を滞納している方、保証協会の代位弁済を受け求償債務が残っている方などは利用できません。また、保証申込みについて、暴力団関係者等の反社会的勢力、金融あっせん屋等の第三者が介在している方も利用できません。)

2 連帯保証人

原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
 (※実質的な経営権を持っている方、営業許可名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合など、連帯保証が必要となる場合があります。)

3 担保

保証合計額が8,000万円を超える場合、または融資期間が10年を超える場合は、原則、担保が必要です。
 (※愛知県信用保証協会が取扱い可能と判断したときは、【経済対策特別】を利用する場合は1億2,000万円まで、【再生】(融資対象(1)に限る)を利用する場合は1億3,000万円まで、無担保信用保証枠を拡大しています。)

4 保証料率

中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、1~9のいずれかの区分の保証料率となります。(単位:年率 %)

保証区分	料率区分	特別小口保険を適用 (責任共有制度対象外)	弾力料率区分									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	
小規模企業等振興資金	通常資金	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	
	小口資金 (責任共有制度対象外)		1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46	
一般事業資金	1.83		1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40		
経済環境適応資金 (※経済対策特別は小規模企業等振興資金(通常資金)の保証料率を適用。 金融機関提案型及び再生・事業承継支援資金(再生)の一部は別に定める保証料率を適用。)	1.67		1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40	0.40		
パワーアップ資金 [経営力強化]	—		1.76	1.58	1.42	1.21	1.00	0.83	0.66	0.49	0.49	
セーフティネット (責任共有制度対象外)	—		0.79									
経営あんしんで経営安定関連保証(7・8号)を利用する場合	—		0.67									
パワーアップ資金で経営革新関連保証、経営力向上 関連保証、労働力確保関連保証又は地域産業集積関 連保証を利用する場合	—		0.67									
パワーアップ資金[海外展開]で海外投資関係保証を利用する場合	—		1.05									
創業等支援資金 (責任共有制度対象外)	—		0.79									
再生・事業承継支援資金(再生)で事業 再生計画実施関連保証を利用する場合	—	0.67										
再生計画実施関連保証を利用する場合	—	0.79										

【保証料率の割引制度】…会計参与を設置している会社は、保証料率を0.1%引き下げます。また、一部の保証制度について担保提供をいただいた場合も、保証料率を0.1%引き下げます。

5 必要書類

(※①~③の用紙は、愛知県信用保証協会の本・支店のほか、県内金融機関、市町村の商工担当課、商工会議所・商工会に用意しております。)

- 信用保証委託申込書
- 信用保証委託契約書
- 個人情報取扱いに関する同意書
- その他、主な添付書類
 - 法人の場合は、商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款の写し
 - 確定申告書・決算書の写し(2期分)
 - 許認可等を要する事業については、許認可証等の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、図面等の写し
 - NPO法人の場合は、特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等

豆知識 責任共有制度とは

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の方々を支援する制度です。
 原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有することとなりますが、一部の制度については、信用保証協会が100%の保証をします。

- ◆責任共有制度の対象から除かれている主な保証・・・【同保証制度を活用した愛知県の融資制度】
- 小口零細企業保証・・・【小規模企業等振興資金(小口資金)】
 - 経営安定関連保証(第1号~第6号認定)・・・【経済環境適応資金(サポート資金【セーフティネット】)】
 - 創業関連保証・創業等関連保証・・・【経済環境適応資金(創業等支援資金)】

保証の取扱いについて、詳細は愛知県信用保証協会までおたずねください。

<平成29年度>

中小企業金融の案内

平成29年4月1日

愛知県・愛知県信用保証協会

愛知県では、県内で事業を営んでいる中小企業の方々に対して事業資金を融資する制度を設けています。

制度名	制度の概要
小規模企業等振興資金	小規模事業の方々が事業上必要とする資金を融資する制度です。県とすべての県内市町村が協調して運用しています。
一般事業資金	短期から長期までの一般的な事業資金を融資する制度です。
中小企業組織強化資金	組合向けに資金を融資する制度です。(株)商工中金のみで取り扱っています。
経済環境適応資金	経営安定を支援する「サポート資金」、積極的な経営を支援する「パワーアップ資金」のほか、「創業等支援資金」、「再生・事業承継支援資金」の4資金で構成されています。多様なニーズにお応えします。

各制度の内容は本紙の内側をご覧ください。

制度全般の特長

- ☆ 原則、固定金利となっていますので、計画的な返済が可能です。
- ☆ 信用保証協会への信用保証料について、通常の料率に比べ低く設定しています。
また、一部の市町村では信用保証料等に対する助成制度を設けており、中小企業の方々の負担軽減を図っています。
- ☆ 身近な取扱金融機関の県内各店舗の窓口でお申込みいただけます。
- ☆ 信用保証を付して融資を申込み場合には、各商工会議所・商工会へ推薦書の作成を依頼することができます。

※【クラウドファンディング活用促進枠】の取扱いは一部の金融機関となります。詳細は中小企業金融課のWebページをご覧ください。

【お申込み先(取扱金融機関)】

銀行	三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四、八十二、北陸、北國、静岡、清水、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、近畿大阪、山口、百十四、伊予、愛知、名古屋、中京、第三、関西アーバン
信用金庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、大垣西濃、東濃、桑名
信用組合	豊橋商工、愛知県中央
政府系	商工組合中央金庫

(注)「小規模企業等振興資金」については、一部お取扱いできない店舗があります。

- 「小規模企業等振興資金 小口資金」については、次の機関でもお申込みができます。
事業所が名古屋市内にある方 — 愛知県信用保証協会
事業所が名古屋市外にある方 — 事業所のある市町村の商工担当課
- 経済環境適応資金のうち、「サポート資金【セーフティネット】」、「創業等支援資金※」については、直接、愛知県信用保証協会へお申込みができます。
- 「創業等支援資金※」については、各商工会議所・商工会又は愛知県商工会連合会でもお申込みができます。
※「創業等支援資金【クラウドファンディング活用促進枠】」は除く。

【お問合せ先】

- 制度全般について：愛知県産業労働部 中小企業金融課 電話052-954-6333
(パワーアップ資金環境・省エネの2)について：愛知県環境部 環境政策課 電話052-954-6209)
- 信用保証について：愛知県信用保証協会 総合相談窓口 電話 フリーダイヤル0120-454-754